

平成19年第5回稲城市教育委員会定例会

- 1 平成19年5月21日、午後2時から稲城市役所6階603会議室において、平成19年第5回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
浅水 博
安江 元治
稲垣 弘子
松尾澤 幸恵

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	高野 誠三
指導室長	石鍋 浩
指導主事	大場 一輝
指導主事	今田 敏弘
学校給食 共同調理場所長	吉井 四郎
生涯学習課長	西山 誠
体育課長	岡本 育大
文化センター - 課長	真藤 隆之
図書館長	川廷千代子

- 1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課長	柳川 茂夫
学校教育課庶務係長	小川由紀夫
学校教育課庶務係	小沢 敏子
学校教育課庶務係	古川 広美

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1「会議録署名委員の指名」

(2) 日程第2「会期の決定」

(3) 日程第3「教育行政報告について」

(4) 日程第4 第17号議案

「平成20年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」

(5) 日程第5 第18号議案

「平成20年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の調査、研究の諮問について」

(6) 日程第6 第19号議案

「稲城市立i(あい)プラザ条例の制定依頼について」

- (7) 日程第7 第20号議案
「稲城市立i(あい)プラザ及び稲城市立i(あい)プラザ図書館の指定について」
- (8) 日程第8 第21号議案
「(仮称)新文化センター整備運営事業に係る特定事業契約」
- (9) 日程第9 第22号議案
「稲城市立図書館設置条例の制定依頼について」
- (10) 日程第10 第23号議案
「平成19年度教育費補正予算案(第1号)の提出について」
- (11) 日程第11 「報告事項」

委員長 　ただ今から、平成19年第5回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1．本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。

　前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。

　御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。

　よって、本日の会議録署名委員は、浅水委員にお願いいたします。

　次に日程第2．「会期の決定」についてをお諮りいたします。

　本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。

　よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、本日は、議事進行の都合により、日程第6．第19号議案のあと、日程第9．第22号議案を行い、その後は日程順に行います。よろしくお願いたします。

　それでは、教育長から教育行政報告の申し出がございました。

　日程第3．「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 〔行政報告〕

　学校教育課

- 1．複合施設ふれんど平尾運営協議会の開催について
- 2．工事請負契約状況について
- 3．平成19年度児童数・生徒数・学級数(H19.5.1現在)について
- 4．複合施設ふれんど平尾施設利用状況について

　指導室

- 1．担当者事業について
- 2．推進・連携事業について
- 3．学校訪問について
- 4．研修事業について
- 5．その他の事業について
- 6．教育相談所関係について

7. 教育センター関係について

学校給食共同調理場

1. 平成19年度1学期学校給食開始について
2. 給食主任会について

生涯学習課

1. 社会教育委員関係について
2. 青少年委員関係について
3. ふれあいの森関係について
4. 芸術文化活動の振興について
5. 青少年指導者養成について
6. 青少年育成地区委員会関係について
7. 新文化センター建設事業について
8. 社会教育活動の振興について
9. 文化財の保護と普及について
10. 生涯学習推進事業について
11. 学校施設コミュニティ開放事業について

体育課

1. 体育指導委員協議会定例会について
2. 主催事業の実施について
3. 体育関係団体の事業について
4. 各種大会の実施について
5. 東京ヴェルディ1969関連事項について
6. 有料施設の利用状況について
7. スポーツ教室参加状況(連盟委託教室)について

文化センター課

1. 会議について
2. 公民館主催事業の実施状況について
3. 児童館主催事業の実施状況について
4. 利用統計について

図書館

1. 第1回図書館協議会について
2. 文庫世話人について
3. 図書ボランティア総会について
4. 第1回子ども読書活動推進計画検討会について
5. 中央図書館行事について
6. 城山体験学習館展示コーナーについて
7. 平成19年4月図書館利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4.第17号議案「平成20年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」及び、日程第5.第18号議案「平成20年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の調査、研究の諮問について」を稲城市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 第17号議案につきましては、平成20年度に使用する小・中学校特別支援学級教科用図書の採択に伴うその機能を円滑かつ適正に進めるために、本案を提出するものです。

また、第18号議案につきましては、第17号議案に基づく調査、研究について、小・中学校特別支援学級教科用図書審議会へ諮問する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

指導室長 それでは、第17号議案と第18号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

教科書採択の権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条6号の規定によりまして教育委員会に属します。そのため、第17号議案におきまして、小・中学校特別支援学級教科用図書の採択要領の議決を求めるものでございます。

また、第18号議案は、第17号議案の5の(1)ウ、「教科用図書の調査・研究について審議会へ諮問する。」という項目に基づきまして、審議会に教科用図書の調査、研究についての報告を求めるための諮問となっております。また、採択替えを行う教科用図書については、要綱案の3にありますように、小学校及び中学校の検定教科書を使用する場合は、稲城市公立小・中学校で使用されている、これは以前、採択をされたということです、その教科書と同一のものを使用することになっております。また、小学校及び中学校の特別支援学級教科用図書のうち、学校教育法107条による教科用図書につきましては、毎年採択替えをすることができるということになっております。

第17号議案の採択要領の構成について申し上げます。

そこに要領の案をお示ししてありますが、1に目的、大きな2番で採択の基本方針、3番で採択替えを行う教科用図書、そして3番の項目、随分細かいところ長く入っておりますが、3番は二つですが、4番、採択の時期、そして5番、採択のための機関・組織・職務、これがかなり多く項目が入っております。(1)、(2)、(3)、4ページにわたっております。4ページ進んでいただきまして、6番に移ってまいります。6番で留意事項というような形で構成をしておるところでございます。

なお、前後して申しわけございませんが、5番、採択のための機関・組織・職務の(1)に教育委員会、そして(2)に審議会、これは後ほどお話しします。そして(3)に調査研究委員会、そのようになってお

りますので、よろしく申し上げます。

前後いたしますが、7番以降は組織構成図、その他、付則というような形に構成をさせていただいております。

少し煩雑ではございますが、よろしくお願いいいたします。

続きまして、先ほど申し上げました採択のための機関・組織・職務につきまして、もう少し詳しくご説明を申し上げます。

まず、調査研究委員会でございますが、調査研究委員会は5の(3)にお示しをさせていただいております。これは各学校ごとに在籍をする特別支援学級の担任教諭の委員と、委員長を務めてもらいます校長1名とで構成をしてもらいます。そして、その調査研究委員会は、特別支援学級がある各学校における調査研究の結果を審議会に提出するという手順になってまいります。

そして、今、審議会という話を申し上げましたが、審議会の委員は、ここが前後で申しわけありません、今度、5の(2)に戻りますが、5の(2)にお示しをさせていただきましたとおり、調査研究委員会の各委員長である特別支援学級設置校の校長で構成されるということになります。

審議会は、第18号議案の諮問を受け、教科用図書の十分な調査を行い、この議案1枚おめくりいただきますとお示しさせていただきましたが、7月31日までにその結果を教育委員会に答申すると、そのような手順になってまいります。

教育委員会は、特別支援学級の設置校を訪問して、児童・生徒の実態把握、そして担任との意見交換を踏まえ、8月の教育委員会におきまして、学校ごと、種目ごとに一種ずつ採択をしていただくこととなります。

教育委員会事務局といたしましては、その結果を8月31日までに東京都教育委員会に報告をする、というような手はずとなっております。

以上、第17号議案及び第18号議案のご説明を申し上げます。大変煩雑なところございまして申しわけございませんでしたが、よろしくご審議いただければと思います。よろしくお願いいいたします。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

ご意見等がございましたら、よろしくお願いいいたします。

浅水委員。

浅水委員 こちらの第18号議案に関しては、採択要領の7に示している組織構成図の特別支援学級教科用図書審議委員会に関する諮問とってよろしいのでしょうか。

委員長 指導室長、お願いします。

指導室長 そのとおりです。

委員長 浅水委員。

浅水委員 ありがとうございます。

ということであれば、18号議案のところの、主に次の事項を検討するというようなことが書かれている、総合ということに兼ねられている

のだと思いますが、採択要領第17号議案に関する採択の基本方針のところに、意見として十分に反映できるような、調査検討をするということで、特に学校や保護者の意見というのを、もちろん内容の選択、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜等は重要なことなのですが、総合というところに含まれているとは思いますが、保護者の意見等含めた形での審議を、十分にした結果を、上げていただきたいということで、意見として申し述べたいと思います。

以上です。

委員長 よろしく申し上げます。
稲垣委員。

稲垣委員 第17号議案のところで、3の「採択替えを行う教科用図書」というところがありますが、ここでは小学校及び中学校の検定教科書を使用する場合は稲城市立小・中学校で使用されている教科書と同一のものを使用するというものですから、これはもう現在使われているものをそのまま使用する、ということで規定されているのですか。

指導室長 そのとおりです。

委員長 他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。教育長。

教育長 もし何かあれば、例年、いつもこの特別支援学級の利用図書の調査等につきましては、各学校を教育委員さん方に見ていただき、また現場でご意見をいただくということをしていただいております。今年度も、やはり子どもの1年、1年の成長というのはとても大きいものですから、そのようなスケジュールにさせていただき、現状を見ていただく中で、さらに最終決定していただくということになりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 スケジュールはこれからということですね。

教育長 はい。

委員長 よろしく願います。
稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 今の続きのところなのですが、2のところですが、107条による教科用図書については、毎年採択替えをすることができるということですが、具体的に教えていただきたいのです。

委員長 指導室長。

指導室長 学校教育法第107条によりますと、実際に検定を経ている教科用図書以外に、特別支援学級の場合には、教科用図書として採択をすることができるという規定されています。それはどのようなことかといいますと、いわゆる一般図書のようなものでも、子どもの実態に応じて子

どもの成長、そして障害の程度に応じて、この本を使うと子どもの力がついていけると判断された場合に、それを教科用図書として採択することが可能であるという条項でございます。これはまさに特別支援学級の、個に対応した内容ということで条項が示されているというように私どもも理解しております。

稲垣委員 ありがとうございました。

委員長 それでは、以上で質疑を終結いたします。
これより、第17号議案「平成20年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第17号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、第18号議案「平成20年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の調査、研究の諮問について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第18号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第6.第19号議案「稲城市立iプラザ条例の制定依頼について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 稲城市立iプラザの設置をし、運営に指定管理者制度を導入する必要があるので、本案を提出するものです。
詳細につきましては生涯学習課長より説明いたします。

委員長 生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長 それでは、第19号議案 稲城市立iプラザ条例の制定依頼について、提案内容の補足説明を申し上げます。

概要といたしまして、稲城市若葉台に新たに稲城市立iプラザを設置し、地方自治法の第224条の規定に基づきまして、指定管理者制度を導入いたしまして、iプラザの管理を行わせるため、指定管理者が行う

業務の範囲、指定管理者の指定の手続き及び指定管理者の管理の基準、その他必要な事項について定める必要があるので、稲城市立iプラザ条例を制定するものでございます。

主な内容といたしまして、条文についてご説明させていただきます。

第1条につきましては、設置目的と設置を定めるものでございます。

第2条につきましては、当施設を教育委員会が管理することを定めるものでございます。ただし、後ほど出てまいります。第13条で教育委員会が指定管理者に、指定の管理をさせることができることを定めております。

第3条、稲城市立iプラザで行う事業を定めるものでございます。

第4条につきましては、開館時間を定めるものでございます。午前8時30分に建物入り口を開かせていただきますが、施設の利用は別表1にあります。9時からとすることになっております。使用者の施設利用開始時のロスタイムをなくす等の利便を、図りたいと思っております。

第5条は休館日を定めるものでございます。これによりまして、年間335日の開館の予定となっております。

続きまして、第6条、使用の承認としまして、当施設を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けることが必要であることを定めるものでございます。

第7条は、使用の制限をする場合を定めるものでございます。以下、使用を制限するべき一般的事項を記載しております。

第8条、使用承認を取り消す場合を定めるものでございます。使用承認を取り消すべき一般的事項を、以下記載してございます。

第9条、使用料でございます。使用料を定めるもので、詳細は別表2に定めるものでございます。稲城市の基準に従いまして、原価と近隣他施設の料金を考慮して定めております。

第10条は、使用料を減免する場合を定めるものでございます。

第11条は、使用者による第三者への使用権の譲渡、いわゆる転貸、また貸しを禁止することを定めるものでございます。

第12条、特別の設備等の承認ということで、使用者が施設に特別な施設、ホール等での追加の照明や音響の設置などをする際に承認を得る必要があることを定めるものでございます。

第13条以降、指定管理者の関係でございますが、第13条、他の指定管理者制度の導入施設の条文と、おおむね同様のものとなっております。

第13条は、教育委員会が地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして、当施設の管理を、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するものに行わせることができること、いわゆる指定管理者制度を導入することを定めたものでございます。

第14条につきましては、指定管理者が行う業務を定めるものでございます。事業の開催、維持管理、施設使用承認等その他としております。

続きまして、第15条、指定管理者の指定の手続きを定めるものでございます。本事業につきましては、いわゆるPFI事業、これは(1)のケースに当たります。

第16条におきましては、指定管理者となることができない団体を定めるものでございます。

第17条につきましては、指定管理者が満たさなければならない基準を定めるものでございます。地方自治法や同施行規則等に従いまして定めております。

第18条は、指定管理者の指定を取り消す場合を定めるものでございます。

第19条は、教育委員会が指定管理者を指定した際、取り消した際等にその旨を告示しなければならないことを定めたものでございます。

第20条、管理の基準ということでございまして、指定管理者がこの条例及びこの条例に基づく規則、関連法令に従いまして、当施設の管理を行わなければならないこと、及び教育委員会が当施設の管理に関して必要な事項について指定管理者と協定を締結することを定めたものでございます。

第21条につきましては、個人情報の保護のために必要な事項を定めたものでございます。

第22条につきましては、指定管理者が指定期間を満了したとき、使用者が使用を終了したとき等に、当施設または設備を原状に回復しなければならないことを定めるものでございます。

第23条は、指定管理者または使用者が当該施設または設備を損壊した際などに、そうした損害を市に賠償しなければならないことを定めたものでございます。

第24条につきましては、必要な事項の規則への委任を定めるものでございます。

付則としまして、施行期日等につきましては、この条例は平成21年10月18日、いわゆるこの施設の開館日から施行ということで出させていただいております。

あと、別表の使用料等につきまして、先ほど申し上げさせていただきましたが、基本的に市民と市外の料金差を、設けさせていただいております。また、使用の市民と市外につきましては、ここに書かせていただいておりますが、使用料につきまして、ホール以外につきましては、2倍額ということで設定しておりますが、ホールにつきましては、有効利用を図るという意味で、市外の方も使っていただくという意味と、市民と市外の方の差を設けるという意味で、2倍まではいきませんが、5割増しの使用料をお願いしたいということで設定しております。

あと、使用料につきましては、休日料金の設定等もさせていただいております。

その他、そこに書かれておりでございます。

以上でございます。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑、ご意見等をお願いいたします。

稲垣委員。

稲垣委員 別表のところですが、別表第2の後の備考の1というところで、市内の者以外のものという規定ですが、これは在住、在勤、在学までが市内の者と言いつてもよろしいのでしょうか。それとも住民票が市内にある者ということでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 委員がおっしゃったとおり、在住、在勤、在学まで含まれております。

また、事業所等につきましては、住所があることとか、そんな形でさせていただきます。ただ、団体につきましては、登録の方の人数が2分の1以上とか、そういう形の細かい規定は別途、定めさせていただきたいと思っております。

委員長 他にはありませんか。
安江委員、どうぞ。

安江委員 当然のことではありますが、規則は、厳格にここに決められていくのですが、実際にこのセンターが使用されるようになったときに、どういう運用の仕方をしていくかということが、非常に市民にとっては大きな関心事にもなり、またそれによってこの施設が生かされるか、余り使われなくなっていくのかということも決まると思うのです。

後で話に出るかと思うのですが、子どもの居場所がないという提言があちらこちらにあります。

よく考えてみますと、ニュータウンの場合、稲城市若葉台の場合は、実は大人の居場所もないのです。それはニュータウンづくりの段階で、スペースの関係もあることだと思うのですが、居場所を考慮したというところは余り見受けられません。ゼロではありません。テニスコート等も用意されていますので、全くゼロではありませんが、大人の集まる場所もない。

これはもう一つ突っ込んで言えば、商業施設にしても、平たく言えば、ラーメン屋、うどん屋を開く場所すらない。これがニュータウンの現状です。そういう大人たちの集まる場もない。ましてや子どもたちのスペースなんかない。唯一若葉台小学校の正面に素晴らしい広場があったのですが、これはある事件をきっかけに子どもも大人も全員排除してしまいました。今、だれも近寄れない状態になっています。非常に残念な結果があそこに生まれて、私は以前からこのことをずっと皆さんに、事あるごとに申し上げてきているのですが、一向に改善されていません。なぜなら、相変わらず学校の正面に、ここで遊ぶなという大きな看板がど真ん中に据えられているために、みんな近寄れないであります。それは今の若葉台小学校のことはある一つの例なのですが、そういう大人、子どものよい居場所になるような、運用をぜひ考えていただきたいと思います。それは今後の運用面を考えていただくときの意見にさせていただければと思います。

以上です。

委員長 よろしくお願ひします。
他には。
稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 今の安江委員のご意見のとおりで、できるだけ、せっかくつくったものが活用されなければ何にもなりませんので、できるだけ運営面におきましても、市民が参加できるような、システムのようなものを、これから先つくっていただければ、すごく活用されていくのではないかなと思っておりますので、その運営面の方でも、施設の形だけでなしに、中の運営面についてもよく討議してもらえたらと思っております。

教育長 その一部ではあるのですけれども、ただ、稲城の場合は地理的条件がございいますので、義務教育期以下の年代、つまり小・中学生に関連してはすべてこれで午後10時まで、というようになっておりますが、健全育成の面と安全面から考えて、小学生でも午後10時までいるとか、あるいは、中学生も午後10時までいいというのはなかなか厳しいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 我々、考えておる点も、もちろん、施設の使用時間ということですが、プレイルーム、創作室というものは、いわゆる児童が使う施設でございしますが、午後10時までとなっておりますが、基本的には児童が使用するのは5時までですが、ただ、運用面で中高生もそれでいいのかという議論もある中で、8時までお使いいただけたらどうかと。また、8時以降につきましては、大人の方たちの有効利用を図っていく。そこは有料という形になりますけれども、そういうことを考えております。また、いわゆるここは公民館とか児童館とか、そういう法的縛りをしないで、今おっしゃられたような自由な利用、活用ができるということ想定した施設でございいますので、今後、事業者と調整しながらいろいろの方が使えるような、時間も有効に使えるような形で考えていきたいと思っております。

委員長 他にありませんか。
運用につきましては、よろしく願いいたします。
他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第19号議案「稲城市立iプラザ条例の制定依頼について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第19号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第9、第22号議案「稲城市立図書館設置条例の制定依頼について」を議題といたします。
提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、稲城市立iプラザに、稲城市立iプラザ図書館を設置し、指定管理者制度を導入する必要があるもので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、図書館長より説明いたします。

図書館長 稲城市立図書館設置条例の制定依頼について、ご説明いたします。
稲城市立iプラザに稲城市立iプラザ図書館を設置し、地方自治法244条の2の規定に基づき、iプラザ図書館の管理運営に、指定管理者

制度を導入するため、指定管理者が行う業務の範囲、指定管理者の指定の手続き及び指定管理者が行う管理の基準、その他必要な事項について定める必要があるので、稲城市立図書館設置条例のすべてを改正するものです。

改正の内容につきましては、第1条は、設置につきまして図書館法第10条の規定に基づくということを明確にし、また目的につきましては、図書館法第1条の文言で整理いたしました。

第2条は構成と名称、位置を一つの条文にまとめ、稲城市立iプラザ図書館の設置をここで位置づけました。

第3条につきましては、図書館は教育委員会が管理するという事を条文で明確にしたものです。

第4条は、図書館に置く職員を定めるものです。

第5条は、指定管理者の業務を明確にするため、今まで規則で規定していたものを、文言の一部を修正して条例に取り込んだものです。

第6条は、指定管理者の管理の基準を明確にするため、今まで規則で規定していた開館時間、休館日を条例によって規定したものです。

第7条は、教育委員会が、地方自治法第244条の2の規定により、iプラザ図書館に指定管理者を導入を行うことができることを定めるものです。

第8条につきましては、指定管理者が行う業務を定めています。

第9条から第17条は指定管理者に関する事を規定したもので、先ほどのiプラザ条例の第15条から23条と同様の規定となっております。

付則につきましても、iプラザ条例に準じております。

以上で第22号議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりました。
これより質疑、またはご意見をお願いいたします。
稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 第22号議案の別表第2のところ、休館日に対しての規定がありますがすけれども、これを拝見いたしますと、稲城市立中央図書館が第4月曜日がお休み。他の第1から第4までが月曜日お休みで、iプラザ図書館が第2月曜日と第4月曜日がお休みということですが、これはできれば、ずらしていただくと、いつもどこかの図書館に、少し遠くても行ける、という市民の便利さがあるのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。

委員長 図書館長。

図書館長 休館日につきましては、図書館は図書館システム、コンピュータシステムを全館統一のものでやっておりますので、月1回程度のメンテナンスのために、全館一斉に切り替えをする必要がございますので、第4月曜日というのを、一定の休館日として規定させていただきました。

それで、祝日に当たった場合だけ、年1回か2回ですけれども、第4月曜日が祝日となった場合につきましては、コンピュータの方の担当者と検討いたしましたけれども、毎月でなくて、年に1回か2回でしたら第4月曜日稼働しても大丈夫ではないか、ということで、祝日に当たった

ときにiプラザ図書館が開館することについては、こちらの方角で進めたいと思って検討いたしました。以上です。

委員長 よろしいでしょうか。

稲垣委員 わかりました。

委員長 他にご質問、ご意見、お願いいたします。

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第22号議案「稲城市立図書館設置条例の制定依頼について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。

よって、第22号議案は、原案とおり可決いたしました。

次に、日程第7.第20号議案「稲城市立iプラザ及び稲城市立iプラザ図書館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を、お願いいたします。

教育長 本案につきましては、稲城市立iプラザ及び稲城市立iプラザ図書館に係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出するものです。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

生涯学習課長 それでは、第20号 稲城市立iプラザ及び稲城市立iプラザ図書館の指定管理者の指定につきまして、提案理由の補足説明を申し上げます。

概要につきましては、本件は稲城市立iプラザ及び稲城市立iプラザ図書館の指定管理者に、いなぎ文化センターサービス株式会社を指定する議案でございます。

当施設につきましては、PFI方式で整備を行うということで、みなさんご存知のとおりでございますが、この場合でも地方自治法の規定によりまして、管理に対しましては、指定管理者の指定が必要とされるものでございます。

本議案は、（仮称）新文化センター整備運営事業に係る特定事業契約の相手方を予定しております、いなぎ文化センターサービス株式会社を当施設開館日である平成21年10月18日から平成41年9月30日まで、当施設の指定管理者として指定するものでございます。

ここで、施設を建設する前に条例を付議する理由を申し上げますと、（仮称）新文化センター整備運営事業につきましては、PFI方式で整備を行っておりますが、事業者とのPFI事業契約が成立した場合にお

きまして、地方自治法の規定によりまして、当該事業者が指定管理者の指定を受けなければ施設管理をすることができません。

契約後、建物の竣工後に特定管理者選定手続きを行い、事業者が指定管理者の指定を受けられない際は、市、事業者ともに建物の竣工後であっても、契約を途中解約するリスクを持つこととなりますので、特に事業者側にとりましては、契約を結ぶことが困難となります。

従いまして、条例制定、契約締結と同時である現段階で指定管理者の指定をすることを、事業者募集時からスケジュールとして広く公表しておりまして、今回、そのスケジュールに従いまして、あわせて指定管理者の指定を行うということでございます。

以上でございます。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

浅水委員。

浅水委員 この業者さんの選定理由は、条例の、先ほどの19号議案の第15条の(1)が選定の理由でよろしいのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 そうということございまして、15条におきまして、指定管理者の公募をするということが上げられておりますが、その中の特例の考え方として、いわゆるPFI事業者を指定管理者にできるということで、明確に打ち出させていただいております。その流れとしまして、今までPFI事業者の公募をさせていただいておりますので、この団体を指定管理者ということでございます。

委員長 浅水委員。

浅水委員 今後でもいいのですが、今回、こういう原案をつくり、業者さんの指定をするときは、指定の理由というのをここに明記をしていただきたい。例えばこの議案の4番に、第15条(1)項の条例に基づく選定とかということを書いていただくと、この会社さんがなぜ選ばれたのか議案の中でわかるので、より審議しやすいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかはよろしいですか。

浅水委員。どうぞ。

浅水委員 そうということであれば、第15号議案のところに、当該民間事業者から当該契約上の地位を継承したものの、という会社に、これはなっているというように思うのですが、PFI事業者として選定された会社さんは、PFI事業者さんと、このいなぎ文化センターサービス株式会社さんというのは、法人格でいうと別法人ですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 P F I 事業で選定されました N T T データを代表するグループが登記した特別目的会社ということでございます。

委員長 暫時休憩いたします。

(暫 時 休 憩)

委員長 再開いたします。

それでは以上で、質疑を終結いたします。

これより、第 20 号議案「稲城市立 i プラザ及び稲城市立 i プラザ図書館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。

よって、第 20 号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第 8 . 第 21 号議案「(仮称)新文化センター整備運営事業に係る特定事業契約」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、(仮称)新文化センター整備運営事業に係る特定事業契約の締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 9 条の規定により、本案を提出するものです。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

生涯学習課長 先ほどの指定管理者の関係と関連すると思いますが、ご説明させていただきます。

第 21 号議案 (仮称)新文化センター整備運営事業に係る特定事業契約の提案理由の補足説明を申し上げます。

本案は、稲城市若葉台駅前に(仮称)新文化センターを設置するため、整備運営を一括して発注し、平成 21 年 10 月の開館を目指し、建設期間及び開館準備 2 年、維持管理運営期間 20 年の計 22 年の事業として特定契約事業として、特定事業契約を締結するものでございます。

事業の目的といたしまして、本事業は(仮称)新文化センターを整備いたしまして、生涯学習及びコミュニティ活動の拠点として位置づけ、市民へのサービス提供を行うことを目的としております。

本事業は P F I 事業として施設整備、維持管理及び運營業務の一体的かつ長期的に契約することによりまして、財政負担の軽減のほか、多様化する市民ニーズに対応した斬新で、柔軟な発想によるサービスの提供

を民間者事業などを通して、市民サービスの向上を実施しようとするものでございます。

今後のスケジュール予定といたしまして、契約後、設計建設期間といたしまして、平成19年7月から21年8月まででございます。竣工が平成21年8月18日を予定しております。開館準備期間につきましては、竣工後、平成21年10月17日まで行いまして、開館日を21年10月18日と定めるものでございます。維持管理業務につきましては、平成21年10月から平成41年9月30日まで、あわせて運営業務も同じ形で行わせていただきます。

契約の相手方につきましては、先ほども申し上げておりますが、いなぎ文化センターサービス株式会社と申しまして、株式会社NTTデータを代表企業とするPFI事業の落札グループが設立いたしました特別目的会社でございます。所在地につきましては、稲城市百村1625番地の2、代表取締役は、NTTデータから派遣されております村松充雄氏でございます。

契約金額につきましては、72億5,402万8,597円、消費税込みでございます。内訳といたしましては、施設整備費25億9,892万4,657円、維持管理・運営につきましては46億5,510万3,940円でございます。ただし、施設取得に係る経費、施設等維持管理・運営に係る経費が税制変更、金利変動、物価変動、施設利用者数に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額といたします。この金額につきましては、3月議会におきまして、債務負担として承認をされております。

施設規模及び事業概要といたしましては、事業敷地、稲城市若葉台二丁目5番地の2におきまして、施設の延べ床面積として4,804平方メートル、うち民間施設163平方メートル、構造、鉄筋コンクリートづくり、一部鉄骨づくり、地上4階建てです。

事業概要につきましては、本日、お配りした事業概要でございますが、これにつきましては、事業全般、設計建設、維持管理、運営等についてまとめております。以上でございます。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

浅水委員。

浅水委員 ここにも選定理由を載せていただきたい。6として選定理由をお聞きしたい。この会社さんを選んだ理由をお願いします。

委員長 今、口頭でよろしいですか。

生涯学習課長。

生涯学習課長 昨年来続けておりましたPFI事業者の事業の選定委員会におきまして、総合評価一般競争入札として優良の提案とされました事業者につきまして、PFI事業の契約ということで選定させていただいたということでございます。

委員長 浅水委員。

浅水委員 平成11年の法律第117号に基づくPFI事業に基づき、何年何月入札

された会社さん、ということでしょうか。

生涯学習課長 はい。

浅水委員 わかりました。

委員長 他には。
安江委員、どうぞ。

安江委員 契約額72億5,000万円ということです。これはどのように支払うのか、支払いスケジュールはどのようになっていますか。毎月、20年間で払うのですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 開館後20年間の延べ払いという形で考えてございます。一部につきまして、事業費について当初3年間で支払うものがありますが、基本的には延べ払いです。

委員長 よろしいですか。

安江委員 はい。

委員長 他には。
それでは、質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第21号議案「(仮称)新文化センター整備運営事業に係る特定事業契約」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第21号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第10. 第23号議案「平成19年度教育費補正予算案(第1号)の提出について」を議題といたします。
提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成19年度教育費予算について、補正をする必要があるもので、本案を提出するものです。

主な補正内容は、2点ございます。1点目は学校教育課事業に関し「ふれんど平尾まつり」が地域活性化イベント事業の一環としての、「平成19年度長寿社会づくりソフト事業」に採択されたため、歳入歳出予算について増額補正するものです。

2点目は、体育課事業に関し、(財)自治総合センターコミュニテ

イ助成事業の助成金を受けるにあたり、歳入歳出予算について、増額補正するものです。

詳細につきましては、学校教育課長、体育課長より順次、説明いたします。

学校教育課長 それでは、補正予算案として第1号となりますけれども、ご説明をさせていただきます。

この補正の学校教育課の部分について、私の方から説明をさせていただきます。

平成18年11月に財団法人地域活性化センターから、地域イベントの助成事業としてコミュニティが主体となって実施し、創意工夫に富み、市町村が関与して地域の活性化に貢献すると思われるイベントについての照会がございました。

昨年、私どもの方で、ふれんど平尾まつりを実施したわけですが、非常に大盛況のうちに終了したところでございます。こうしたことから、ふれんど平尾まつりにつきましては、複合施設ふれんど平尾の利用の拡大とともに、祭りを通して地域コミュニティの活性化を目的として、この施設が、今後、地域コミュニティの中心的な役割を担っていく上でも、本祭りが果たす役割は大きいものであると、認識しております。

従いまして、ふれんど平尾まつりは、今回の助成事業の趣旨に適合するものということであり、市民による手づくりの祭りを基本に掲げておりますが、かかる経費について、今回のこの助成を受けることによって、より一層市民が本祭りに参加し、利用拡大や地域コミュニティの活性化につながっていくことを期待しまして、18年12月18日付で交付申請を提出いたしました。

その結果、本年4月1日付で地域活性化イベント事業の一環として平成19年度長寿社会づくりソフト事業に採択されまして、この第2回市議会定例会に付議する案件といたしまして、歳出歳入予算案につきまして提出していきたいと考えております。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

お手元の教育部学校教育課と書いてある補正予算案(第1号)と書いてありますここを1ページとカウントしまして、4枚目をご覧ください。

4枚目のところには歳入予算が書いてございます。科目は雑入でございますけれども、そこに長寿社会づくりソフト事業費交付金と書いてございます。この交付金につきましては100万円でございます、これが認められた、内示額でございます。補正額といたしまして100万円ということで、この交付金を歳入ということで、計上させていただきたいというものでございます。

次に、歳出でございますが、6枚目になりますが、第2号補正歳出予算見積書要求と書いてある、具体的な内訳が書いてある書式があるかと思えます。そこで、科目といたしましては、消耗品費の管理用になるわけでございますが、その説明の一番右の方に補正と書いてありますが、PR用ののぼり、立て看板等の作成、金魚釣り用の金魚ということで、補正として計上しております。補正前の額が59万9,000円でございます。今回の補正額が40万円でございます。合わせまして99万9,000円という予算額になるものでございます。

次に、18備品費でございます。施設管理用といたしまして、今回のお祭りに使うことのできる備品ということでございます。説明欄の方をご

らんいただきたいと思いますが、補正に展示用パネル一式といたしまして、30万円になってございます。補正前の額が128万6,000円でございます。今回の補正額30万円を加算しまして、合計158万6,000円の予算になるという内容でございます。

以上が学校教育課の分の補正の内容でございます。

委員長 次に、体育課長。

体育課長 説明申し上げます。

本件につきましては、自治総合センターからの公募、募集が昨年18年10月2日にごさしまして応募しましたところ、本年の19年1月31日に内定の通知をいただいたところでございます。

内容的には、体育振興会、市内に10地区ございますけれども、その中のテントと体育事業に関連する、施設に関連する草刈り用の使用の耕うん機を対象にいたしましたところでございます。昭和50年度に坂浜地区に最初に順次設立された体育振興会でございますが、当初配備したテントが老朽化して30数年たって、大変老朽化しているということを踏まえまして、地区からのご要望等がございましたので、今回、総額で180万円の総額の中で、歳入歳出を補正する方向であります。

助成率につきましては、100分の100で、総額180万円でございます。今回は10地区のうち9地区が各1個のテントを採用いたしまして、そのうちの1地区、平尾地区につきましては、サイズの小さいテントを2口というようなご要望がございましたので、その中で、総額180万円の中で歳入歳出合わせて、補正の中で対応するものでございます。全体的に32年という経過の中で、大変老朽化しているという要望にお応えしまして、今回の申請になったということです。

また、予算書の歳入歳出につきましては、そこにごさいますように、全10地区のうち9地区へ2間×3間のテント、各1張り、また平尾地区へは2間×2間のテントを2張りという内容の他草刈耕運機も含めて、総額で180万円の内容の補正予算でございます。

以上でございます。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 説明で不足していた分がございまして、追加で説明させていただきます。

先ほどの6枚目の歳出の内訳のところを、ご覧いただきたいと思っております。

実は、補正額が消耗品費が40万円、それから備品購入費が30万円ということで、合わせて70万円になります。残りの30万円の部分ですが、これは財源充当としまして、補正前のふれんど平尾まつり用の30万円とありますが、歳入の100万円のうち30万円はこちらの、今まで予算計上しておりました30万円の方に財源は充当させていただくということで、残りの70万円について、今回、増額の補正をするという形で、歳出は積み上げております。

以上でございます。

委員長 追加説明も入りました。学校教育課長、体育課長より提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第23号議案「平成19年度教育費補正予算案(第1号)の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。

よって、第23号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第11.「報告事項」です。

本日の報告事項は8件です。

まず、「外国との交流事業について」、「平成18年度稲城市立学校児童・生徒の不登校の状況について」、「平成19年度稲城市立学校教育目標について」、「平成19年度稲城市立中学校連合スポーツ大会について」、「平成19年度稲城市立学校新規事業の進捗状況について」、「通級指導学級の開設について」、以上の6件を、指導室長より、お願いします。

安江委員 5分ほど休憩をお願いします。

委員長 それでは、暫時休憩をいたします。

(暫 時 休 憩)

委員長 再開します。

それでは日程第11.報告事項から入ります。

まず、「外国との交流事業について」、「平成18年度稲城市立学校児童・生徒の不登校の状況について」、「平成19年度稲城市立学校教育目標について」、「平成19年度稲城市立中学校連合スポーツ大会について」、「平成19年度稲城市立学校新規事業の進捗状況について」、「通級指導学級の開設について」、以上の6件を、指導室長より、お願いします。

指導室長 では、指導室関係6件ご報告申し上げます。大変、数が多いので、簡潔にご報告を申し上げます。

まず1点目、外国との交流事業につきましてですが、まずお手元に資料を用意させていただきました。平成19年度「友人学園による稲城市訪問」概要(案)ということでございます。

昨年度、ちょうど、6月に若葉台小学校の方へアメリカの友人学園から小学生及びその保護者が訪問いたしました。本年度も引き続きまして、昨年度同様に友人学園より小学生、そこにお示したように11歳の小学生15名、そして中学生を含む保護者13名が稲城市を訪問いたします。

本年度は第七小学校をメインとしまして、学校の交流活動を行ってい

ただく予定であります。6月20日から24日まで4泊5日の日程で稲城市へ訪問しますが、特に教育委員会絡み、学校絡みは21日の第七小学校における交流活動になってまいります。

なお、交流活動は第七小学校で児童を中心に行いますが、引率の保護者の方は、その午後に関しましては、日本文化体験ということで、第七小学校をお借りして茶道、華道、書道の日本文化体験を行ってもらうことを予定しております。

なお、今回は、20日の夕方に多摩センターに到着することがありますので、昨年度はウエルカムパーティーということで、すぐにパーティーを実施しましたが、今回はその2日目、第七小の交流活動及び日本文化体験が終わった段階でホストファミリーとのパーティーということで、パーティーを実施したいと考えております。

そのほかはご覧いただければと思いますので、省略をさせていただきます。

現在、これに関しましてホストファミリーを募っております。第七小学校の保護者の方で9件のホストファミリーの希望が出ております。また、あわせまして、昨年度ホストファミリーだった皆様に募集をかけているという状況でございます。その旨も追加をさせていただきます。

また、あわせまして、友人学園とは別ですが、5月1日に稲城市をアメリカのバーモント州のフォーキッズ、という集団が訪問しまして、開拓当時の民族衣装、当時の音楽を使って、当時の文化の様子を紹介をするということをしてもらったところでございます。

学校関係は、5月2日に第一小学校を訪問しまして、その民族衣装を身にまとった集団が音楽を奏でながら、一緒に踊ったりという交流活動をして、大変いい時間を過ごしてもらいました。それも補足であります。つけ加えさせていただきます。

また、秋以降、日米教育委員会という名のもと、教育委員会という団体が参りまして、第三中学校に一日訪問する予定等もありますが、それは秋でございますので、近くになりましたらご報告をさせていただきます。

以上が第1点目です。

第2点目、資料はございませんが、平成18年度、昨年度の稲城市立学校の児童・生徒の不登校の状況がまとめ、東京都の教育委員会を經由して、文部科学省へ報告をいたしましたので、その数字のみご報告を申し上げます。

昨年度の不登校は、小学校6名、中学校18名、合計24名でございます。参考までに、一昨年が25名でございますので、ほぼ同じ人数で推移しております。

ただ、ご承知のように、不登校に関しましては全国的に大きな課題となっておりますので、本市では大変少ない数で推移しているとはいえ、今後、油断はできないということで、教育相談所、カウンセラー等と連絡を密にとりながら、きめ細かな指導を今年度以降も継続していくということで考えております。また、委員の先生方のさまざまなご意見等、この教育委員会の会でいただければ幸いです。

続きまして3点目ですが、稲城市立学校教育目標について。これにつきまして、このA3の長い資料をつけさせていただきます。

18年度と19年度の教育目標を対比させながら、項目別に示させていただきます。時間がないところですが、教育目標でございますので、幾つか特徴的なもののみ、お話を申し上げたいと思います。

A 3の折り込みになっているものでございます。

それでは、まず一番上の方、教育目標設定に当たり、特に重視した内容ということですが、特に数の多いところを申し上げますと、やはり人格の尊重、思いやりの心というのはどの学校にも、ほとんどの学校に入っている。特に重視したということを入れてありますが、特に、これは人格の尊重というのは、都教委からの調査項目なのでこうなっていますが、人間尊重、人権尊重というのもここに含まれているということで、ご確認をさせていただきたいと思っております。

なお、これはなぜ全部の学校ではないのかということがあるかもしれませんが、これは特に重視したという調査の仕方、まとめの仕方をしておりますので、これは全学校に何らかの形で人間尊重、人権尊重というのは入っております。

また、規範意識というのも、昨年度よりもここで見る限り、増えてきているというのは、社会情勢、また子どもたちの実情からこういったことが増えているということでもあります。また、私も教育委員会指導室としましても、規範意識の醸成につきましては、継続して指導していきたいというように考えております。

二つ目の大枠ですが、指導の重点のところ、大変、失礼しました。平成17年度と入っておりますが、これは平成17年度はおとりください。上と同じように18年度と19年度の比較になっております。

これは二つ目の基礎・基本の定着を図るというのは、昨年同様、大変多くの学校、全校で示してはいますが、これは稲城エデュケーションプログラムの中でも、大変重視をしている項目でございますので、このような形で上がってきていると。まさに基礎・基本の充実を図っていききたいというのが、学校の大きな考えになっております。

もう一つ、その下の体験的・問題解決的な学習というのも同様でございます。

あと、道徳であるとか特別活動、総合的な学習の時間と項目別に分けてありますが、時間の都合もございまして、あとは省略をさせていただきます。

それでは第4点目、稲城市立中学校の連合スポーツ大会について、ということで、資料をA 4 1枚、私の手元の資料ではA 3の1枚前に入っておりますが、1枚前の方でご覧ください。

これは昨年度まで、稲城市立中学校連合陸上大会ということで、実施をしていたものでございますけれども、これからやはり、中学2年生を一堂に会して、何か共通の項目の体験をさせていきたいと。小学校6年では野沢とか、中1では野沢とあるのですが、中2がないということで、そういった考えのもと、7番に大会テーマがございましてけれども、その大会テーマのように、中学2年生を一堂に集めて、スポーツ活動を通して本物との出会いや、楽しさや達成感を感じさせたいというような趣旨から連合スポーツ大会に、発展的に変えていったというようにとらえていただければと思っております。

今年度は1年目ということで、さまざま課題も残ってはおりますけれども、6月9日の土曜日に開催をしたいと考えております。そこにお示ししましたが、大きくは8番の種目、第1部で陸上競技を実施して、第2部で団体競技ということで、第一中学校の5組、特別支援学級も含めた全20学級で、大縄跳びをやろうと。そして、第3部として全体演技ということで、「みんなでエアロビック」ということで有酸素運動を玉川大学の指導のもとに行っていきたいと考えております。

今回が初めてでございますので、今回やった時点で、またさまざまな課題も出てくると思いますが、その課題を改善しながら、素晴らしい連合スポーツ大会に、今後発展をさせていきたいと考えております。また、委員の皆様にもご意見等ちょうだいして、いい大会にしていけたらと思っております。よろしく願いいたします。

次に第5点目でございますが、平成19年度の稲城市立学校新規事業の進捗状況につきまして、資料ございませんが、簡単にご報告を申し上げます。

新規事業としましては、第1点は小学校に配置をした教育補助員というものがございます。特に子どもたちの基礎・基本の徹底等学力の向上等に資するために、各学校に1名ずつ、教員の免許を持った方を教育補助員として配置をいたしました。ただし、若葉台小学校につきましては大規模校ということで、各学年1名の配置を予定しております。

現状、進捗は若葉台小学校以外には全校各1名配置が終了しております。若葉台小学校は6学年に、つまり6名配置を予定しておりますが、現在のところ4名の配置が終了しております。実際に6名、候補者がおりましたが、実は非常勤講師にその後、決まってしまった等の理由から、2人がどうしても都合がつかなくなったということで、現在、早急にもう2人を募集しているという状況でございます。

今後、子どもたちのためにきめ細かな学習指導にどのような効果があるのか、またその他子どもたちの生活指導等含め、子どもたちへの関わりに、どのような効果が出てくるのか、ということを検証しながら、来年度以降にまた生かしていきたいと思っておりますので、このことにつきましても、現在、全学校に配置ができたということで、現在は進捗としてご報告を申し上げたいと思います。

あともう一点ですが、正式には新規事業ではないのですが、小学校英語活動を本年度より全学級、年間35時間程度実施、という大幅な増時数を行います。それも実際にスタートを切ることができました。玉川大学の協力を得、また時には恵泉女学園大学の協力も得ながら、各学校で担任が中心となりながら、各学校、第3学年以上ですね、総合的な学習の時間を使いますので。第3学年以上、学級担任を中心としながら小学校の英語活動がスタートできましたというご報告でございます。

最後になりますが、通級指導学級についてご報告を申し上げます。

通級指導学級につきましては、今後、いわゆる言葉と聞こえも含めですが、通級指導学級の開設の準備に入りたいと考えております。今年度は情緒障害を対象に、向陽台小学校に通級指導学級を開設準備をし、6月中旬を目途に開設の予定であります。来年度以降、言葉と聞こえも含め、またその開設ができるよう開設の準備に入りたいと、現在考えているというところでございます。

大変多くなりましたが、以上でございます。

委員長

以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。

私の方から一つ、よろしいでしょうか。

不登校生徒の状況ですけれども、小学校、中学校合わせて24名と。非常に各学校、それから教育相談所等のいろいろな、または学校カウンセラー、スクールカウンセラー等のご指導の中でいい状況を保っていると思うのですが、予算絡みになるので、ご質問させていただきたいのですけれども、教育相談所の常勤につきましては、今後、どのような方向で

考えていらっしゃるか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

指導室長 結論から申しますと、常勤の職員の配置は必要だと思っています。平成19年度の予算の計上の際にも、常勤の職員の配置のための予算計上はさせていただきましたが、市の方のトータル的な判断により、今回はそれがかなわなかったということでもあります。今後もやはり特別支援教育を含め、子どもたちの心の面の支援というのは、大変重要な課題になってくると認識しておりますので、常勤の職員の配置に関しましては、継続して予算の計上等、また計画等をしていきたいというように現状では考えております。

委員長 ありがとうございます。
他にはございませんでしょうか。
他に質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

次に、「社会教育委員の会議「子どもの居場所づくり」提言について」を、生涯学習課長より、お願いします。

生涯学習課長 それでは、第19期社会教育委員の会議におきまして、お手元にお配りしております子どもの居場所づくりに向けて、話し合いをされまして、3月の任期末付で提言をまとめられましたので、私の方からご説明させていただきます。

まず、はじめといたしまして、1ページ、社会教育委員の会議では、いわゆる文科省の子どもの居場所づくりのプランの取り組みから、それを受けての都の取り組み、また東京都市長会の政策提言にもあります多摩子ども体験塾等の動きを受けまして、子どもの居場所づくりにつきまして、単なる居場所づくりということではなくて、子どもの心の問題として考えてみようということ、議論されたということでございます。

その中で、子どもを取り巻く現状と問題点、居場所とは、居場所をどこに求めるか、具体策、今後に向けて、ということも議論されました。限られた時間の中で、十分討議されずに、必ずしも完全な意見のまとめとならず、話題となった言葉の羅列で終わってしまったという反省の言葉を述べられていらっしゃると思いますが、関係諸機関並びに保護者、地域の方に子どもの居場所づくりを通した、いわゆる次世代育成のあり方を考えていただく上で、一つのきっかけづくりになればというような姿勢で提言されております。

子どもを取り巻く状況と問題点につきましては、子どもといっても、いわゆる乳幼児期から青少年までありまして、子どもが被害者にも加害者にもなる時代であると。昨今の事件でもそうだと思いますが。生活様式、価値観の多様化、社会全体の規範意識低下、実体験の不足、生活基盤の欠如等を挙げておられまして、子どもが生きる喜び、生きる目的を持たない要因があるということ指摘されていらっしゃると思います。乳幼児期は、特に子育ての問題として親自身の未熟さというのでしょうか、ということが挙げられておられまして、青少年期につきましては、やはり大人社会全体としての問題として、いわゆる放任、過保護、学力や営利偏重、その他の問題点を挙げられています。

抜粋してご説明させていただきますが、3ページ、「居場所とは」につきましては、いわゆる居場所イコール居心地のよい場所ということ

は決してないと。人間の成長過程での居場所ですから、その子にとって自立を促し、社会性を身につける場でなくてはならないという観点から、居場所の条件を以下、自らの心の安定が図れるところ、さまざまな大人、多くの子どもと触れ合えるところ、楽しい、自らの意欲を高める、存在感や有用感、達成感が持てるというところ、また自らの生きる喜び、生きる目的を意識し、人のために社会性を発揮するところというような形で条件を挙げられております。

そして、それぞれの居場所で、その子にとって上記条件のすべてということではなくて、どれかが満たされることを求める、そういう意味での居場所づくりの必要性がうたわれております。

そして、その関係でいろいろなことが書かれておりますが、そして幼児期、少年期、青年期にかけまして、いわゆる家庭、地域、学校等その他を含めまして、子どもの居場所を検討されまして、やはり乳幼児期の教育の大切さ、「三つ子の魂百まで」とも書かれておりますが、現代の若い親の未熟さ、核家族化での子育ての悩みについて、が大きく課題として会議の時間を割かれておりました。

そして、子どもの居場所、環境を整えるために、親への再教育、また援助が必要であり、しつけ等、いわゆる学校や保育園、幼稚園等に一边倒に期待するのではなくて、やはり地域社会の各種活動や団体、人材を活用することが必要であるとしております。

そして、最後に10ページになりますが、今後の方向に向けてということと提言をされておりますが、すべてをすぐに実施しなければいけないという姿勢というよりは、今後、社会教育委員も、例えば今、稲城で盛んに行われておりますが、地域教育懇談会など、一層地域に自らが出向き、ともに議論していきたいという思いで、述べられております。

そういう意味で、「おわりに」としまして、最後にまとめられまして、特に一番最後に、子どもの居場所づくりは大人自身にとっての居場所づくりであると結ばれております。

以上、第19期社会教育委員の会議、提言につきまして、私の方から簡単にご説明させていただきました。

委員長 以上で説明が終わりました。
質疑等ございましたら、お願いいたします。
安江委員、お願いいたします。

安江委員 委員の皆さんが言葉の羅列に終わったというように断られて言っておられますが、内容的には、我々市民の声が非常によく反映されておられて、本当にこの内容をもとに教育委員会も大いに努力をしたいと思っています。
以上です。

委員長 他に。
どうぞ、稲垣委員。

稲垣委員 私も感想ですけれども、今、子どもたちを取り巻く環境がいろいろ変化をしていますし、厳しい状況の中で、どうやったら子どもの居場所をつくれるかということをお社会教育委員の会議の方で、よく検討して下さって、まとめてくださっておりますので、ぜひこれを生かしていける

ように考えていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

委員長 教育長。

教育長 この提言の後、実践がとても大事になってくると思うわけですが、幸い、教育委員会の方では稲城エディケーションプログラムの中のパブリックプランの中で、本物との出会いとか、あるいは連携ということ 키워ドにうたっておりますが、そういった具体例の中にこれらの、出していただきました趣旨を生かした実践プランを、また各学校を通しまして、あるいは地教懇等を通して、それぞれ多くの方々にPRしていくことが、まず大事だということも思っております。と同時に、この提言につきましては、何らかの形でひろば等へは出す予定等はございますでしょうか。

生涯学習課長 基本的には、社会教育の毎年のまとめには掲載させていただく予定になっておりますが、今日のところは、まだ。

教育長 もしできましたらば、できるだけ早い時期に、せっかく3月に提言をいただいておりますので、今後、チャンスがあれば、ご了解いただいからの話かもしれませんが、また多くの市民にPRをして、そういうことも考えていただきたいというように思います。
以上でございます。

委員長 いろいろとご苦労さまでした。ありがとうございます。
教育委員会として一緒にできることをというようなご意見ですので、よろしくお願いいたします。
他に質疑等はないようですので、終結いたします。

次に、「稲城市子ども読書活動推進計画策定について」、図書館長よりお願いいたします。

図書館長 本日お配りした資料に基づいて、報告させていただきます。
稲城市子ども読書活動推進計画の策定についてでございます。
子どもの読書活動推進に関する法律、その基本の理念は、子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く、生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が、推進されなければならないというのが、子どもの読書活動の推進に関する法律の基本的な理念になっております。
そうした理念に基づいて、その第九条に、都道府県及び市町村は、それぞれ子どもの読書活動推進計画を策定するように努めなければならない、と規定されております。稲城市も、遅ればせながら今年度、その策定に向けて検討を始めました。
計画の目的は、図書館・学校・児童館など子どもに関係する部署が連携して推進計画を策定することにより、読書活動の推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするというものでございま

す。法律の方の対象といたしましては、おおむね子どもというのは18歳以下ということでございますけれども、稲城市で対象とする年齢はゼロ歳から中学生までということで検討してございます。庁内の関係部署、それは教育委員会の6部署と、それ以外に政策室、協働推進課、健康課、子育て支援課等となります。係等と検討会をもって計画を検討しております。

スケジュールといたしますと、4月、5月初めに検討会が、第1回が開かれました。それで、7月中ぐらいに中間案をつくりまして、教育委員会にも報告いたします。それから校長会、その他関係機関からご意見をいただいたり、市民からのご意見を聞く機会を持っていきたいと思っております。

その後、そういったご意見について検討会で取り入れ、状況等検討いたしまして、案をつくっていく計画でございます。

計画は東京都と市町村につきましても、既に東京都の21の市町村では計画が策定されておりますので、そういったものを参考にしながら、稲城市らしい計画をつくっていきたいと考えております。

委員長 以上で、説明が終わりました。
質疑等ございましたらお願いいたします。
はい、稲垣委員どうぞ。

稲垣委員 非常に単純な質問ですけれども、平成13年にこの子どもの読書活動の推進に関する法律というのができて、もう21市町村でやっているということですが、稲城市の今までの状況というのは、どういう状態だったのでしょうか。

委員長 図書館長、お願いします。

図書館長 今までこの法律がありまして、子どもの読書につきましても、図書館としては昭和48年の開館以来、一番最優先にしてきたのが子どもの読書への対応なのですけれども、この法律が制定されたころ、ちょうど中央図書館の計画で、図書館といたしましてはなかなかこちらまで手が回らないという実情だったのですが、図書館の状況もここで方向が見えてきましたので、この機会に、各部署と合わせて計画をつくっていききたいということです。

委員長 他には。
私の方からよろしいでしょうか。
読書活動の推進ということで、すごくいいものが立ち上がっていいなと思うのですが、少し趣旨が違うのですけれども、ハード面の方の関係で、中央図書館が、非常に素晴らしいものができました。前に一度お聞きしたことはあると思うのですが、インターネット等の学校間の連携だとか、学校から中央図書館への連携だとか、そういうようなものについては、どのような状況になっているのでしょうか。課題、またはいろいろ予算絡みのことがありますので、いろいろお考えのこともあるだろうとは思いますが、そのあたりを少し、お話しただけならというように思うのですけれども。
図書館長。

図書館長 今、教育委員長の方からお話ありましたように、図書館のシステムにつきましては、インターネットを通して各学校でもできます。ただ、学校につきましては、学校教育課を中心としまして、学校の中の連携、学校図書館のシステム化、そのことにつきましては、既にもう3年ぐらい検討しているのですけれども、なかなか進まない状況です。

一部、コンピュータ化することを目的に、バーコード等の作業は進めましたけれども、システム化して学校図書館の活性化するということがなかなか市の中で認めて予算化されないという状況がありまして、今回は子どもの読書ということですので、コンピュータ化ということではなくて、コンピュータ化をすることによって、より子どもの読書というのが支援できる体制ができるということ、この中でも学校教育課の方から課題として、多分出てくるのではないかと考えております。

図書館、子どもの読書といいますと、主に学校がやはり子どもの生活の中心ですので、学校での読書、それと家庭の読書、そういったあたりが今回の計画の中心になるのではないかと考えています。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

そのシステム化ができないということについては、ずっと課題になっているということですが、そののところについての何か、課題はどういうことなのでしょう。

学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 まず、図書館は中央図書館が立派にできまして、コンピュータ化しています。学校については従来どおりの形での、今、作業をしております。学校と、それから中央図書館とソフト的につながれば、非常に連携して、なおかつ学校もシステム化することによると非常にいいわけですが、それが理想形ですけれども、ところが図書館のソフト、それから学校で、今、やろうとするソフトが技術的につなげられないわけではないのですけれども、そのソフト開発に莫大な費用がかかるということがございます。そういうことがわかりまして、学校間だけでもシステム化をしたいという考えのもとに、今はその構築に向けての考え方を整理すると。その整理した結果、市の場合には電機計算組織検討委員会というのがあるのですが、そういうところを通して、予算要求していく形になるわけですが、そのところのハードルが非常に高く、そのシステム化に至っていないというのが状況でございます。

以上です。

委員長 私は専門的なことはよくわからないのですけれども、せっかくそういういいものができても、そのソフト面での技術開発が必要である、莫大な費用がかかるというような状況については、今後、何か解決方法を考えていっていただくというようなところで、お願いをしたいと思うのですが、本当に、今、素晴らしい図書館の利用を学校間で、または学校と図書館ができるようになれば、より一層、ハード面なのですけれども、よりよい図書館利用ができるかなと、思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

他にはございませんでしょうか。

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午後4時18分閉会)